

# 日火連短信

令和3年1月14日 第159号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp  
info@nikkaren.jp

経済産業省より、首都圏1都3県への新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出に伴って基本的対処方針の着実な実施についての依頼がありました。

昨日緊急事態宣言の対象地域に7府県が追加されましたが、基本的対処方針は同じです。会員各位への周知をお願い致します。

日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の中村です。

平素から新型コロナウイルスの感染防止対策の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和3年1月7日、新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添1)が改定されました。緊急事態措置を実施すべき期間は令和3年1月8日から2月7日までとし、対象区域は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のみとする事となっております。

については、当省関係機関の皆様におかれては、基本的対処方針の着実な実施にご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 職場への出勤等(テレワーク等)について(別添2)

- 〇 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務(テレワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を推進すること。
- 〇 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。

### 2. 催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について(別添3)

- 〇 特定都道府県等においては緊急事態宣言に伴う催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。
- 〇 営業時間短縮や感染防止策の徹底等にご協力いただきたい。

添付資料

別添1:【事務連絡】新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について

別添2:【事務連絡】職場への出勤等(テレワーク等)について

別添3:【事務連絡】緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

参考資料

感染リスクが高まる「5つの場面」

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

業種別ガイドライン

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200928>

令和2年9月11日付事務連絡: 11月末までの催物の開催制限等について

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku\\_20200911.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20200911.pdf)

令和2年11月12日付事務連絡: 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku\\_20201112.pdf?20201113](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201112.pdf?20201113)

令和2年12月23日付事務連絡: 分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて

[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku\\_20201223.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_20201223.pdf)

令和2年5月25日付事務連絡: 移行期間における都道府県の対応について

[https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan\\_taiou\\_0525.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf)

令和2年7月8日付事務連絡: 7月10日以降における都道府県の対応について

[https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen\\_0708.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf)

=====

経済産業省

産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付

企画調整係 中村 竜也

E-mail: [nakamura-tatsuya@meti.go.jp](mailto:nakamura-tatsuya@meti.go.jp)<mailto:nakamura-tatsuya@meti.go.jp>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1870 Fax 03-3501-6565

03-3501-1512

(電話案内の後 18-31436)

=====